

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 27日

鹿児島県知事 殿

提出者

住 所 鹿児島県曾於郡大崎町野方3887

氏 名 (株)ジェーエフチキン

代表取締役社長 大久保 隆

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 099-478-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 ジェーエフチキン	
事業場の所在地	鹿児島県曾於郡大崎町野方3887	
計画期間	令和6年4月1日	～ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	05 製造業
② 事業の規模	年間出荷額 2,556百万円
③従業員数	34人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙① 参照

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②、③ 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—	
	排 出 量	別紙のとおり t	— t	— t
(これまでに実施した取組) 飼料への分解酵素を添加し、鶏糞量を削減 鶏糞の攪拌による減量化 生産性向上による死鳥の削減				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—	—
(今後実施する予定の取組) 飼料への分解酵素の添加（種類を変えて試験を行う） 鶏糞の水分含有量の調査 生産性向上による死鳥の削減				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鶏糞：肥料化 専用施設に保管 死鳥：肥料化 化製品化 専用施設に保管 薬品ビン・注射針・薬品廃液：分けて保管後、外部委託処理 廃プラスチック、金属：専用倉庫で保管後、外部委託処理 木屑、燃え殻：専用倉庫で保管後、外部委託処理
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	別紙のとおり		—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	t	—	t
	(これまでに実施した取組)	実績として自ら再生利用は行っておりません。			
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり		—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	t	—	t
(今後実施する予定の取組)	今後についても行う予定はありません。				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	別紙のとおり		—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	t	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙のとおり	t	—	t
(これまでに実施した取組)	鶏糞及び家畜死体の肥料化				
	【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	別紙のとおり		—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	t	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙のとおり	t	—	t
(今後実施する予定の取組)	鶏糞及び家畜死体の肥料化				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
①現状 (これまでに実施した取組) 実績として埋立、海洋投入処分は行っていない。		
②計画 (今後実施する予定の取組) 今後も埋立、海洋投入処分は行わない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
全処理委託量	別紙のとおり t	— t
優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t	— t
再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t	— t
認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t	— t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t	— t
①現状 (これまでに実施した取組) 鶏糞及び死鳥の肥料化 廃プラ：焼却処理を委託している。		

		【目標】			
		産業廃棄物の種類		別紙のとおり	
		全 处 理 委 託 量		別紙のとおり t	— t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		別紙のとおり t	— t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量		別紙のとおり t	— t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		別紙のとおり t	— t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		別紙のとおり t	— t
②計画		(今後実施する予定の取組) これまでの取り組みの継続			
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物 处理計画書 内訳書

令和6 年度分

事業場名

株式会社 ジェーエフチキン

別紙

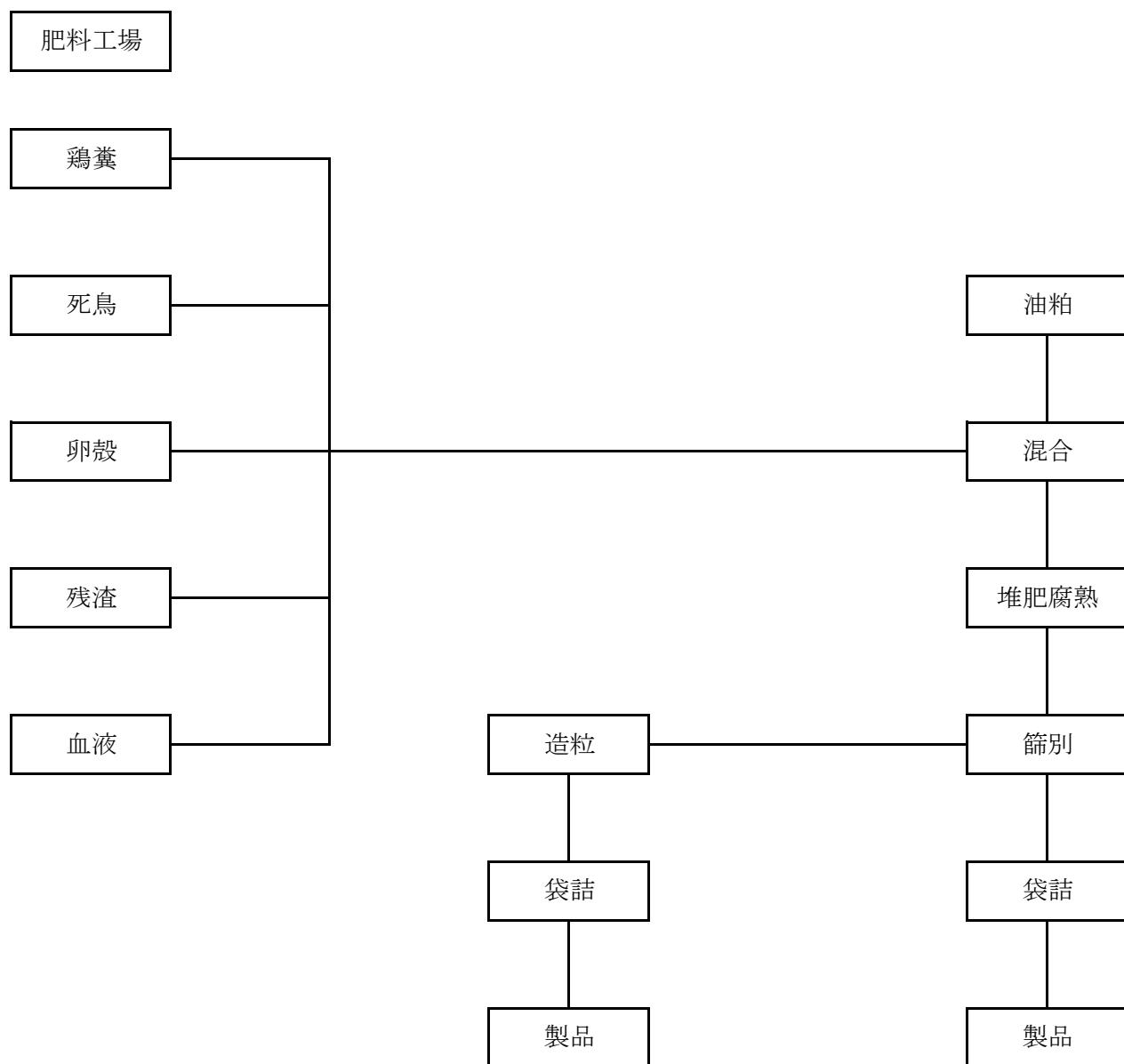
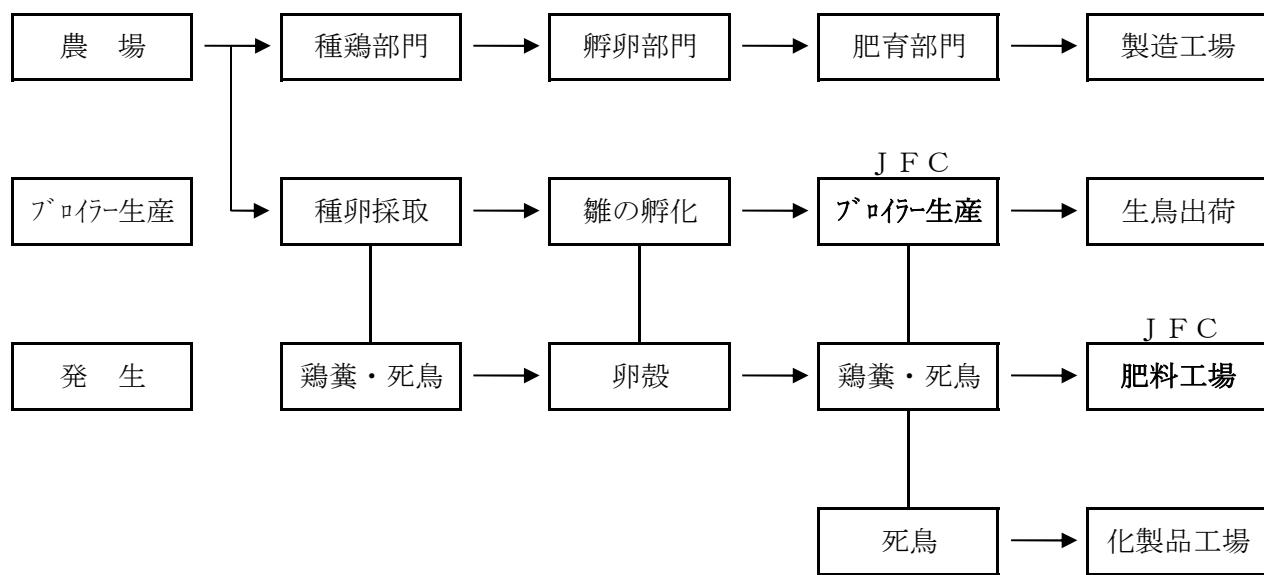
数字(㌧)

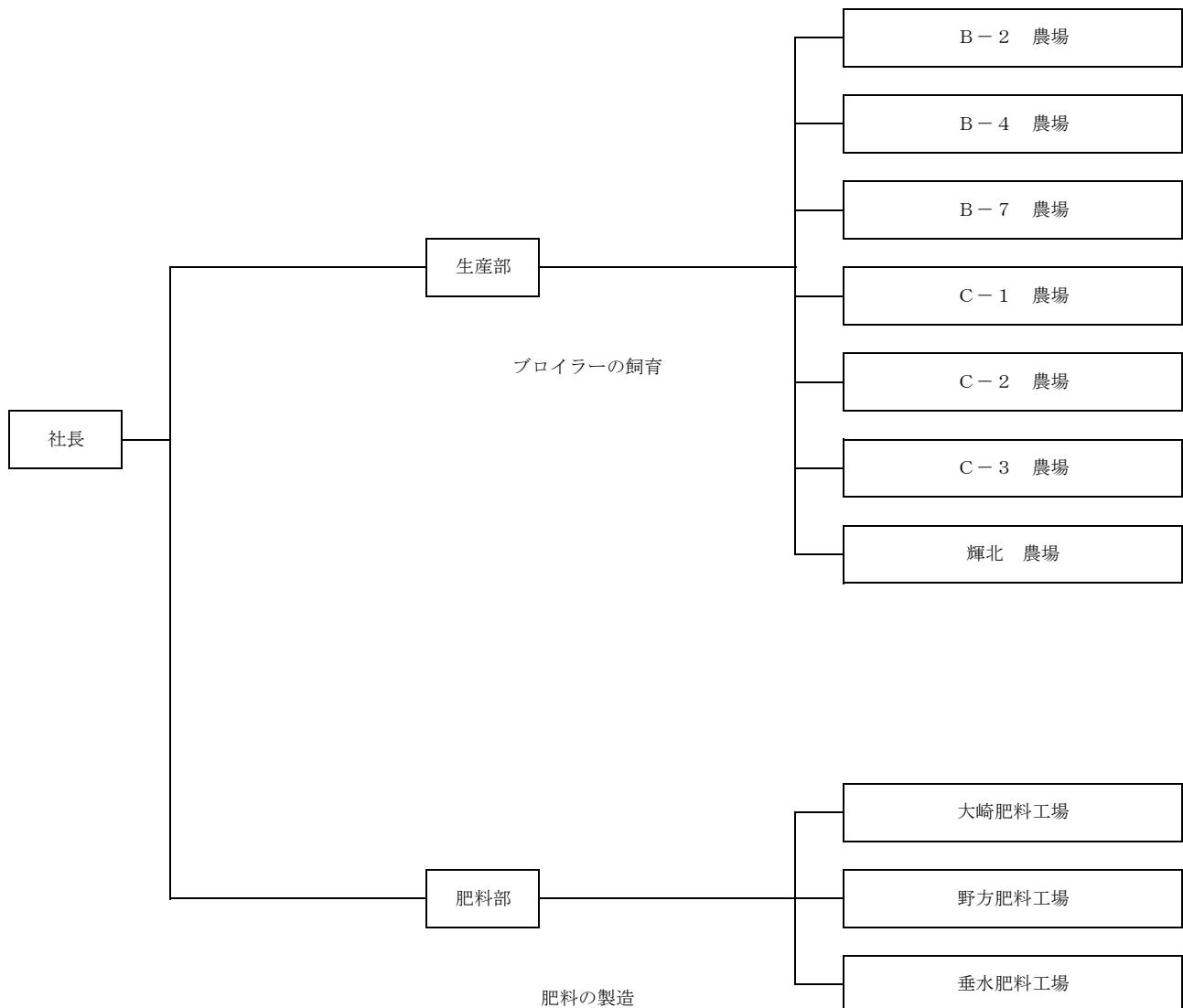
※取り扱う廃棄物の種類が1種類であっても、この表を作成してください。

廃棄物の種類	廃棄物の排出の抑制に関する事項		自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分		産業廃棄物の処理の委託に関する事項											
	(1)現状(前年度実績)	(2)計画(今年度計画)	(1)現状(前年度状況)	(2)計画(今年度計画)	(1)現状(前年度状況)	(2)計画(今年度計画)	(1)現状(前年度状況)	(2)計画(今年度計画)	(1)現状(前年度状況)	(2)計画(今年度計画)	(1)現状(前年度状況)				(2)計画(今年度計画)							
	排出量	排出量	自ら再生利用を行った量	自ら再生利用を行った量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量する量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量する量	自ら埋立処分を行った量	自ら埋立処分を行った量	全処理委託量	(左記内訳)優良認定処理業者へ処理を委託した量	(左記内訳)再生処理業者へ処理を委託した量	(左記内訳)認定熱回収業者へ処理を委託した量	(左記内訳)認定以外の熱回収業者へ処理を委託した量	全処理委託量	(左記内訳)優良認定処理業者へ処理を委託する量	(左記内訳)再生利用業者へ処理を委託する量	(左記内訳)認定熱回収業者へ処理を委託する量	(左記内訳)認定以外の熱回収業者へ処理を委託した量		
1 燃え殻																						
2 汚泥																						
3 廃油																						
4 廃酸																						
5 廃アルカリ																						
6 廃プラスチック類	9.60	45.58										9.60	9.60					45.58	45.58			
7 紙くず																						
8 木くず																						
9 繊維くず																						
10 動植物性残さ																						
11 動物系固形不要物																						
12 ゴムくず																						
13 金属くず																						
14 リートくず及び陶磁器																						
15 鉛さい																						
16 がれき類																						
17 動物のふん尿	10,504.03	10,223.63				10,504.03		10,223.63														
18 動物の死体	498.87	565.90				262.26		290.27														
19 ばいじん																						
20 その他																						
21 混合廃棄物																						
22 廃石綿(特管)																						
23 石綿含産業廃棄物																						
合計	11,012.50	10,835.11	0.00	0.00	0.00	10,766.29	0.00	10,513.90	0.00	0.00	9.60	9.60	0.00	0.00	0.00	45.58	45.58	0.00	0.00	0.00		

別紙 ① プロイラー生産・肥料生産 フローシート

(プロイラー生産フローシート)





別紙③

産業廃棄物の処理に係る役割

組織	役割
社長	産業廃棄物に関する統括責任 産業廃棄物に関する処理方針の承認 関連法規制遵守についての指揮、命令
部長	当該部門産業廃棄物処理方法についての決定 産業廃棄物発生および処理状況の把握と改善策の検討 産業廃棄物処理委託契約の締結 監督官庁への各種報告 環境管理委員会への参画 社員および協力会社への教育啓蒙 その他産業廃棄物処理に関する必要な事項
課長 リーダー	産業廃棄物の発生状況把握 発生抑制対策の実施 廃棄物全般にかかる分別の推進 廃棄物全般にかかるリサイクル化の推進 産業廃棄物管理票の交付管理 その他産業廃棄物処理に関する実務上必要な事項

各部門戦術会議
1.産業廃棄物関連法の伝達、教育
2.産業廃棄物の適正化処理に関する協議検討および各部門への結果報告
3.ブロイラー事業部門全般における発生廃棄物および処理体制の把握
4.ブロイラー事業部門全般における廃棄物処理の統一化
5.リサイクルに関する企画策定
6.産業廃棄物処理業者の調査結果に基づく管理、選定
7.産業廃棄物管理票の電子化推進